



令和7年度

あなたの街でミーティング 町内会からの要望事項

実施年月日

令和7年10月31日(金)

あなたの街でミーティング地区名

大成町・光洋町

〔 地区構成
町内会(自治会)名

西町親交会・大成町公住町内会・光洋町町内会・あやめ町内会・日吉町町内会・
系井南町内会・系井西町内会

会 場

日吉総合福祉会館

令和7年度 あなたの街でミーティング町内会からの要望事項

大成町・光洋町地区

令和7年10月31日(金) 日吉総合福祉会館

要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映 区分	担 当 部 課
1	<p>【鉄南地区海岸防潮堤建設要望】 鉄南ブロック町内会</p> <p>令和6年1月元旦午後4時10分能登半島大地震発生、318名様の尊い命が失われ、すでに1年9ヶ月経過するも、地域の復興は遅々として進まず、災害の恐ろしさを痛感いたしました昨今であります。</p> <p>当地、苫小牧市も他人事ではありません、日本海溝・千島海溝に接する北海道、いずれの地点で大地震が発生しても、苫小牧沖に襲来する津波の高さは、9.7M想定されるも日吉町で一番高い場所は国道36号線の海拔7M、街全体がJR室蘭線に向かい傾斜し、一番低い場所は、糸井駅前の海拔5Mです。</p> <p>4M前後の津波の直撃を受けますと、木造住宅は全壊し、町全体の機能も全壊致します。</p> <p>国は、早期に地域に適した「防災対策」の検討を要望致します。</p> <p>具体的には、苫小牧市は津波対策として「防潮堤防建設」を要望致します。防潮堤防の規模は、幅20M高5Mの堤防を、初年度4KM建設いたしましょう。防潮堤防建設の理由説明致しますと、苫小牧市の沿岸は砂地の為、地盤弱く構築物では、津波の波力で倒壊、2次災害が想定されます。防潮堤防建設の「土砂」は、苫小牧市鉄北地区の「山」を削り、搬入致しましょう。山を削った「跡地」は、災害対策避難場所に活用、更に新興住宅地として活用する。又、防潮堤防「破傷ブロック」は、苫小牧西部地区、白老地区の「石山」解体し、軟石を活用する事で、新しい産業と雇用の場が生まれ、工事のコスト軽減とも成る、国は、早期に「防災庁」新設し、学者・専門家の意見集約し、国家・国民が安全安心に暮らせる、環境創設を心から要望致します。</p> <p>最後に「防災」とは、字のごとく、災害を防ぐ行為であり、早期実現を要望します。</p>	<p>令和3年7月に北海道が公表した津波想定は、もし発生すれば広い範囲に大きな被害をもたらす可能性があります、発生の確率は極めて低いものです。</p> <p>国では、このような最大クラスの津波については「防ぐ」ことを目指すのではなく、安全に避難できるように施設や避難路を整えることを最優先とする考え方が示されています。また海岸の堤防についても、津波を完全に防ぐための「防潮堤」をつくるのは現実的ではなく、越えてきても壊れにくい堤防にするなど、被害を減らす工夫が進められています。</p> <p>このため、ご要望の「防潮堤」をつくるのは難しい状況ですが、市としましては、皆さまからいただいたご意見を国や北海道と共有しながら、地域の安全を高める取り組みを続けてまいります。</p>	C	市民生活部 危機管理室

要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映 区分	担 当 部 課
2	<p>【市営住宅空家解体と地区再開発要望】 日吉町内会</p> <p>「市営住宅の概況」 令和7年8月31日現在 3丁目11棟 48戸 空家 29戸 空家率60.4% 4丁目 28棟142戸 空家 91戸 空家率64, 1% 上記物件は、築60年以上経過し、老朽化が目立ち空家戸数も年々増加している。防災、防犯上、極めて危険な空家で、地域住民から苦情が続出している現状です。 早期に解体し、空き地を「民間ハウスメーカーに分譲」若者層の移住定着促進に御理解、御協力を要望致します。</p> <p>日吉町町内の人口減少は、糸井小学校の存続危機に直面致して居ります。令和7年4月 糸小学校新一年生は21名で、年々減少致して居ります。この状況が続けば、近い将来糸井小学校は廃校の運命を辿ります。 糸井小学校の役割は、教育の場だけではなく、非常災害時「緊急避難所」指定され、日吉町町民・糸井西町民・糸井南町民の「避難所」として、重要な役割を果たします。</p> <p>日吉町「あかつき公園」を中心に、東に糸井小学校、交通機関は、三条通・国道のバス運行、JR糸井駅、光洋中学校、中央高校、西高校近く、文教地区でも有ります。</p> <p>若年層が、安全に安心して暮らせる環境です。早期に再開発推進を要望致します。</p>	<p>市営住宅光洋・日吉団地については、苫小牧市営住宅整備計画に基づく建替事業及び市営住宅用地の集約化の取組を進めているところでございます。</p> <p>今後、用途廃止となった市営住宅の建物については計画的に解体していくこととなりますが、その後の跡地利用については、地域の実情を踏まえ、民間企業等への売却も含めて検討してまいりたいと考えております。</p>	B	都市建設部 住宅課

「市政への反映区分」

反映区分	記号	内容
提言等の趣旨に沿って措置したもの	A	(1) 質問、照会等の内容であり、回答によりその趣旨を満たしたもの (2) 意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣旨を満たしたもの (3) 行政組織、各種団体等との連絡、調整等を要し、調整等により提言の趣旨を満たしたもの (4) 当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満たすもの (5) その他上記に類するもの ※当該年度中に完了しないものは含めない。
実現に向けて努力しているもの	B	(1) 実現に向けて努力しているが、現段階での提言の趣旨を満たしていないもの (2) 国、道等へ実現に向けて、市として要望、提案を行うなどしているもの (3) 事業に着手（当該年度中に着手予定を含む）しているが、当該年度中に完了しないもの (4) その他上記に類するもの
その他	C	(1) 現時点では、実現することが難しいもの (2) 市として要望、提案を行うなどしているが、現時点では見通しが立たないもの (3) 市の行政にはなじまないもの (4) その他上記に類するもの